



2023年8月14日

各位

会社名 日本精蠟株式会社
代表者名 代表取締役社長 今野 卓也
(コード番号：5010 東証スタンダード市場)
問合せ先 上席執行役員 伊藤 宜広
(TEL 03-3538-3061)

**第三者割当による新株予約権付資本性劣後ローンに係る新株予約権の発行、
資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、次の①から③までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第参号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）との間で、劣後特約付金銭消費貸借契約（以下「本ローン契約」といいます。）及び新株予約権引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、割当予定先より、総額3,000,000,000円を資本性劣後ローン（以下「本資本性劣後ローン」といいます。）により借り入れるとともに、本資本性劣後ローンの弁済期限の到来時に本資本性劣後ローンの借入金の弁済が完了していない場合に、割当予定先において本資本性劣後ローンの保全を図る目的で、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行すること（以下「本第三者割当」といい、本資本性劣後ローン及び本第三者割当を総称して、以下「本資金調達」といいます。）
- ② 本資金調達に係る払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少により発生したその他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損の一部を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。）
- ③ 2023年10月18日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、本第三者割当による本新株予約権の発行、本資本金等の額の減少、本剰余金の処分及び割当予定先の指名する者1名の社外取締役への選任（以下「本取締役選任」といいます。）に係る各議案を付議すること、また本第三者割当によって25%以上の希薄化が生じる可能性があるとともに、本新株予約権の全てについて行使があった際に支配株主の異動が生じうるため、株主の意思確認を行うこと

なお、本第三者割当は、本株主総会において、上記の本資金調達及び本取締役選任に係る各議案の承認が得られること等を条件としており、本資本金等の額の減少は本資金調達に係る払込みを条件としており、本剰余金の処分は本資本金等の額の減少を条件としております。また、本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

I. 第三者割当による本新株予約権の発行について

1. 募集の概要

[本新株予約権発行の概要]

①	割 当 日	2023年10月24日（火）
②	新 株 予 約 権 の 総 数	30 個
③	発 行 価 額	本新株予約権の引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとします。
④	当該発行による潜在株式数	本新株予約権の対象株式の数は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を行使価額で除して得られる最大整数とします。
⑤	調 達 資 金 の 額	本新株予約権の発行に際して金銭の払込みはありません。 また、本新株予約権の行使における出資財産は、割当予定先が当社に対して有する本資本性劣後ローンに係る元本債権及び利息債権（下記繰延利息及び支払が繰り延べられた現金利息を含み、以下「本資本性劣後ローン債権」といいます。）であり、金銭の支払はありません。
⑥	行 使 価 額	106 円
⑦	募 集 又 は 割 当 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当の方法により割当予定先に全ての本新株予約権を割り当てます。
⑧	そ の 他	詳細は別紙「新株予約権発行要項」をご参照ください。 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。 割当予定先は、本引受契約及び本ローン契約の規定により、2028年10月25日以降、いつでも本新株予約権を行使して普通株式を取得することができます。 割当予定先は、本ローン契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の承認を要します。

[本資本性劣後ローンの概要]

①	貸 付 人	割当予定先
②	貸 付 元 本 額	3,000,000,000 円
③	貸 付 実 行 日	2023年10月24日
④	満 期 日	2028年10月24日
⑤	任 意 期 限 前 弁 済	当社が満期日前に、期限前弁済を希望する日の15営業日前までに、期限前弁済を希望する貸付元本金額（本資本性劣後ローン債権の元本残高の全額又は1億円以上1億円単位の金額）、期限前弁済を希望する元本金額に関し期限前弁済希望日までに生じる経

	<p>過利息の全額について期限前弁済を希望する日に支払う旨を書面通知し、同日に支払いをする場合については、期限前弁済を行うことができます。</p>
<p>⑥ 適用利率 (繰延利息)</p>	<p>繰延利息に係る適用利率は、以下の各利息計算期間において、それぞれ以下の通りとします。各利息計算期間で生じた繰延利息は、翌利息計算期間の計算上、元本に自動的に組み入れられて翌利息計算期間の繰延利息が算出されます。</p> <p>当社は、割当予定先に対して、本資本性ローンの満期日において、各利息計算期間に発生した繰延利息の合計額を一括して支払います。</p> <p>(a) 2024年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(b) 2024年10月24日から2025年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(c) 2025年10月24日から2026年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(d) 2026年10月24日以降 年率10.0%</p>
<p>⑦ 適用利率 (現金利息)</p>	<p>現金利息に係る適用利率は、各利息計算期間において、当該利息計算期間の初日の属する事業年度の前事業年度の当社の連結ベースでのEBITDAに応じて、それぞれ以下の通りとします。</p> <p>当社は、割当予定先に対して、各利息支払日において、各利息計算期間について計算された現金利息を支払います。</p> <p>但し、現金利息の支払が繰り延べられた場合、繰り延べられた現金利息については、実際の支払日までの間に対応する適用利率（繰延利息及び現金利息に係るもの）を乗じた約定利息を加えた金額を当該支払日において支払います。</p> <p>(a) EBITDAが2,500,000,000円未満 年率0%</p> <p>(b) EBITDAが2,500,000,000円以上 年率1.0%</p> <p>(c) EBITDAが3,000,000,000円以上 年率3.0%</p>
<p>⑧ 担保提供資産又は保証の内容</p>	<p>無担保・無保証</p>
<p>⑨ 新株予約権の行使</p>	<p>新株予約権の行使に際して、割当予定先により当社に対する本資本性劣後ローン債権が出資された場合、出資された本資本性劣後ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、混同により消滅します。</p>

2. 本資金調達の目的及び理由

(1) 本資金調達の経緯・目的

当社は国内唯一のワックス専業メーカーとして独自の技術により多種多様かつ高品質のワックス製品及びワックスを原料とする各種変性品並びに重油を製造しています。また、永年にわたり蓄積された技術を基に需要家に対するきめ細かなサービスの提供はもとよりあらゆるご要望にもお応えできるよう基礎研究から製品の改良、新用途の開拓、新製品の開発まで幅広い販売開発活動に取り組んでいます。近年、加速する技術革新、環境問題、省エネルギーの観点から、情報化社会に求められている素材、環境問題に対応する素材、快適生活に役立つ素材の提供等、時代の要求にも応じられる新製品を数多く創出・提供することを目指し、社会・文化の発展に貢献することを基本方針としています。

当社は、米中貿易摩擦の影響による需給の軟化、中国経済の減速、中東情勢による原油価格等への影響、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う経済活動への影響等に起因して、2019年12月期は当期純損失848百万円を、2020年12月期は当期純損失2,878百万円と2期連続赤字決算の内容となりました。当社は、かかる結果を重く受け止め、2020年後半より、当社の抱える課題、2018年にスタートした実行計画チャレンジ90の実行進捗の遅滞を再認識し、2029年の創業100年に向けて、原点に立ち返り、ありたい姿、そのための具体的な事業計画・実行、タイムスケジュールを明確化しました。2029年までの9年間で3期に分け、まず2021年～2024年の4年間で「体質改善期」と位置付け「中期計画21-24」を策定し、2021年2月26日に開示いたしました。「中期計画21-24」の概要は、“高機能・高品質製品”と“成長市場”の追求、“経営管理”の高度化・適正化、持続可能な開発目標(SDGs)・長期的な事業の発展に向けた“脱重油”への移行準備となり、確実な黒字体質への改善を図るものとなります。

その後、2021年12月期は当期純利益444百万円と3期ぶりの黒字化を達成することができ、さらに2022年12月期も「中期計画21-24」の歩みを軌道に乗せ、「着実な黒字体質への転換」を実現するべく、“高機能・高品質製品”と“成長市場”の追求、徳山工場の中長期設備投資計画策定、物流改革と在庫削減プロジェクト等の重点施策への取組みを強化していました。

しかしながら、2022年12月期においては、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー等のサプライチェーン分断による原料価格の高騰により収益性が低下したこと、国内ワックス販売の価格改定が原料価格の高騰に追いつかないこと、下期において輸出ワックス販売の売上が急激に減少したこと、期末において棚卸資産評価損が拡大したことを要因として、当期純損失2,368百万円を計上し再び赤字決算となり、「中期計画21-24」が2年目にして計画未達となりました。

当社は、「中期計画21-24」が計画2年目にして上記要因にて頓挫して2022年12月期に2,368百万円の当期純損失を生じさせた結果を真摯に受け止め、改めて急激な経営環境の変化に対して迅速かつ適切なアクションをとれる体制構築を図るべく、「中期経営計画(23-27)」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、2023年1月27日に取締役会にて決議いたしました。本中期経営計画につきましては、https://www.seiro.co.jp/frontend/posts/posts/download_file?&key=0&saved_as=038a8afdc2e1e4a9b4336095f891f7f3.pdf&name=%E4%B8%AD%E6%9C%9F%E7%B5%8C%E5%96%B6%E8%A8%88%E7%94%BB23-27.pdf&repository=postをご参照ください。これは、「中期計画21-24」の基本方針を踏襲しつつ、「中期計画21-24」以降に実行する予定であった構造改革を前倒しして断行するものです。その概要は、事業モデル転換の早期化、2023年からのワックス製品についての更なる価格改定、事業モデル転換に伴い、固定費を削減することによる収益の改善、適正な水準まで在庫を削減することによるキャッシュ・フローの改善、

管理態勢の透明化、内部統制機能の明確化による組織体制の見直しとなります。

当社は、本中期経営計画に掲げた国際市況変動や経済動向の影響を受けにくい体質への転換を図る構造改革に向けてスタートを切り、構造改革の施策である原材料の組合せ変更、輸出版売における競争力の無い汎用品の販売減、重油販売減については取組みを開始したものの、2023年1月から3月までの世界経済を概観すると、欧米では物価高騰と金融引締めの影響で幅広い分野で実需が落ち込み企業業績悪化と金融不安が露呈したほか、中国ではゼロコロナ政策解除後の経済回復が期待通りに伸びず、政策金利を切り下げる追加の金融緩和に踏み切り、途上国は通貨安と利上げによる過剰債務問題が浮上するなど、世界規模で実体経済の悪化が顕在化し、信用収縮と景気後退懸念が強まりました。また、我が国経済に目を向けると、4月に日銀総裁が交代したものの、金融政策に大きな変更はなく、新総裁からは、質的量的緩和を継続する旨の発言がなされております。その結果、米国金利との金利差は縮まることなく、円ドル為替レートは円安の水準を維持しており、こうした金利差が今後拡大し、円ドル為替レートの円安圧力が強まることも十分想定されます。

このように、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、緩和の見通しどころか尚一層の逆風に晒される現実的な可能性に直面しております。こうした不安定な世界経済情勢及び我が国の経済状況、並びにこうした状況が収束する見通しが立たない現状に照らすと、今後早期に当社の各事業を成長軌道に乗せ、本中期経営計画を着実に遂行することによって企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるためには、本中期経営計画策定時の想定よりも更に迅速に、経営体質の改善や収益力強化を達成することが必要不可欠であると考えてに至りました。

当社は、今回本資金調達により調達する資金に関しまして、今後更なる成長を見据えた際の機動的な投資を実施していくことを目的とした資金を中心に充当する予定であり、具体的には、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおりであり、同時に、自己資本の拡充を通じた財務健全性の向上を可能とするものであり、将来の企業価値向上につながることで既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。また、今回の本資金調達の趣旨については、当社より主要な取引金融機関各社へご説明しており、継続して当社へのご支援をいただける予定です。

(2) 本資金調達により資金調達を実施する理由

当社は、本資金調達の実施を決定するまでに、以下に記載するとおり、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。下記(4)に記載のとおり、競争力のある生産体制を構築するための必要資金を獲得するとともに、早期に財務体質の改善及び強化を図るため、当社が希望する時間軸で迅速かつ確実に資本性の資金調達を行うことが最も重要な考慮要素であると考えました。

この点について、当社は、外部投資家を探索し続けた結果、割当予定先から、本資本性劣後ローンと一体となる本新株予約権を組み合わせた本資金調達の提案を受けるに至りました。本資金調達は、一体となる本資本性劣後ローンの実行により、必要金額の調達を確実に行うことができるとともに、大規模な資本性の資金調達を行うことができ、また、その商品設計を踏まえ、本新株予約権の権利行使に伴う普通株式の発行について、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、当社及び株主の皆様にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。

当社は、かかる提案について、当社が必要とする資金を普通株式による第三者割当増資にて実施した場合に想定される即時の急激かつ大規模な希薄化及び株主構成の変化が、当社の安定した事業運営や株価に与え

る影響を勘案し、急激な希薄化を抑制し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがないものと判断し、本資金調達に基づき、本資本性劣後ローンと一体となる本新株予約権を割当予定先に発行することといたしました。本資金調達の実施により、早期かつ確実な財務体質の改善・強化を図り、また、競争力のある生産体制の構築を確実なものとするのが、現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

本資金調達後、本資本性劣後ローンの満期日に、割当予定先により、出資財産である本資本性劣後ローン債権（本資本性劣後ローンの元本債権が満期日まで期限前弁済されないことを前提として、当該元本債権と、満期日までの各利息計算期間において発生する繰延利息債権の合計）が出資され、本新株予約権の全部について権利行使され普通株式が発行されたと仮定すると、割当予定先が取得する普通株式の最大議決権数は481,121個となり、これにより生じる最大希薄化率は、2023年6月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数197,435個に対して244%となり、大規模な普通株式の希薄化が生じることが見込まれます。なお、本資本性劣後ローンの満期日において、本資本性劣後ローンの元本債権が一切期限前弁済されておらず、かつ、本資本性劣後ローンの貸付実行日から満期日までの各利息計算期間のいずれにおいても最大利率の現金利息が生じつつも、現金利息が各利息計算期間の利息支払日に一切支払がなされず満額の支払が満期日まで繰り延べられた場合において想定される本資本性劣後ローン債権総額について、これらが出資されて、本新株予約権の全部について権利行使され普通株式が発行されたと仮定すると、割当予定先が取得する普通株式の最大議決権数は535,286個となり、これにより生じる最大希薄化率は、2023年6月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数197,435個に対して271%となります。もっとも、最大利率の現金利息は当社の連結ベースでのEBITDAが30億円以上となる場合に限り発生するものであり、このような業績で推移した場合において、各利息計算期間のいずれにおいても最大利率の現金利息が生じながら、元本債権の期限前弁済が一切なされず、また、現金利息が各利息計算期間の利息支払日に一切支払われないという事態は通常想定し難いといえます。

しかしながら、本資金調達のうち本第三者割当については、下記（3）に記載のとおり、本引受契約及び本ローン契約において、2028年10月24日（同日を含む。）までは割当予定先は本新株予約権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避しながら、各種施策の実現による企業価値向上を図るための時間的猶予が確保されていること、及び、下記（3）に記載の場合については、本資本性劣後ローンの期限前弁済を行うことができるものとされ、当社の判断により、本新株予約権の行使による普通株式の発行に伴う希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計とされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じており、本新株予約権の発行については、当社の企業価値向上に資するものであることを踏まえれば、本新株予約権により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

以上のとおり、本資金調達による本第三者割当が、当社の企業価値向上に資するものであるため、本第三者割当により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

(3) 本新株予約権の概要

① 本資本性劣後ローンとの不可分一体性

本新株予約権は、本資本性劣後ローンと不可分一体としております。本資本性劣後ローンの弁済期限の到来時に本資本性劣後ローンの借入金の弁済が完了していない場合に、割当予定先は本新株予約権の行使に際して本資本性劣後ローン債権を出資することにより、当社の普通株式の発行を受けることができるものであり、出資された本資本性劣後ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、混同により消滅します。

② 固定型行使価額条項

本新株予約権の行使価額は固定されているため、株価が上昇した場合には希薄化抑制に繋がるものではありませんが、株価が下落した場合には希薄化が大きくなることはありません。

③ 行使期間

本新株予約権の行使期間は本資本性劣後ローンの貸付日（2023年10月24日予定）の翌日以降となりますが、本引受契約及び本ローン契約上、本資本性劣後ローンの満期日の2028年10月24日が到来するまで、本新株予約権を行使することができないとされています。但し、満期日の到来前であっても、本ローン契約に定める以下に定める事由に該当する場合はこの限りではありません。

ア 当社の金融債務について、期限の利益を喪失した場合

イ 本引受契約及び本ローン契約上の義務又は表明保証条項の重大な違反がある場合であって、本ローン契約上の金銭債務の返済に重大な懸念が生じたとき。

ウ 当社の発行済普通株式につき、東京証券取引所において上場廃止事由となるべき事由が発生しており、又はかかる事由が発生するおそれがある場合。

エ 当社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は四半期報告書を法定期限までに提出しない場合（当社の責によらない正当な理由により提出が遅延すること等を除きます。）

オ (i)2024年12月31日に終了する事業年度に係る連結計算書類の確定時における当該事業年度の当社の連結営業利益又は(ii)2025年12月31日に終了する事業年度以降の各事業年度に係る連結計算書類の確定時における2024年12月31日に終了する事業年度から当該事業年度までの各事業年度の当社の連結営業利益の合計額が、本中期経営計画における当該各事業年度の連結営業利益の目標値の一定割合以下となった場合、若しくは一定割合以下となることが合理的に見込まれている場合

④ 期限前弁済

当社が満期日前に、期限前弁済を希望する日の15営業日前までに、期限前弁済を希望する貸付元本金額（本資本性劣後ローン債権の元本残高の全額又は1億円以上1億円単位の金額）、期限前弁済を希望する元本金額に関し期限前弁済希望日までに生じる経過利息の全額について期限前弁済を希望する日に支払う旨を书面通知し、同日に支払いをする場合については、本資本性劣後ローン債権の期限前弁済が可能とされております。これにより、当社の財務面からの要請に応じて経済合理性に鑑みた柔軟な対

応が可能となる設計となっております。

その他本新株予約権の詳細につきましては、別紙「新株予約権発行要項」をご参照ください。

(4) 他の調達手段との比較

① 公募増資による普通株式の発行

当社を取り巻く足下の厳しい経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、証券会社の引受審査を経て行われる公募増資の実施は困難な状況であると判断しました。

② 第三者割当による普通株式の発行

本資金調達の調達金額の総額に相当する普通株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、現時点では最適な資金調達方法ではないと判断しました。

③ 株主割当による普通株式の発行及び新株予約権無償割当て

株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主が株主割当に応じるとも限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定規模の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

④ 行使価額修正条項付新株予約権の発行

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされますが、当社の資金ニーズを充足させることができないおそれがあること、また、株価が下落した場合、満額の資金調達ができないおそれがあることを踏まえ、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

⑤ 普通社債・銀行借入

普通社債や銀行借入れは、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標の低下に繋がり、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	3,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	125,000,000円
③ 差引手取概算額	2,875,000,000円

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2 今般、当社は、割当予定先から本資本性劣後ローンに係る借入金により3,000,000,000円の資金調達を実施するに際して、割当予定先に対して本新株予約権を発行します。そして、割当予定先

による本新株予約権の行使に際しては、本資本性劣後ローン債権が現物出資されるため、本資金調達において、本資本性劣後ローンに係る借入金のほか、新たに払い込まれる金銭はございません。

- 3 発行諸費用の概算額の主な内訳は、登記関連費用、フィナンシャル・アドバイザー・フィー、リーガル・アドバイザー・フィー、株式価値算定費用及び本ローン契約に基づく本資本性劣後ローン組成のアップフロントフィーです。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権及びそれと一体となる本資本性劣後ローンにより調達する差引手取概算額 2,875 百万円の使途については、ア 事業モデルの転換の加速化と早期の財務基盤再建のために必要な設備改造等のための投資、イ 収益力強化のための設備投資、ウ これらのために必要な人材の確保に向けた投資を予定しております。本新株予約権の行使に際しては、本資本性劣後ローン債権が現物出資されるため、新たに払い込まれる金銭はございません。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途		金額 (百万円)	支出予定時期
ア	事業モデルの転換の加速化のために必要な設備改造等の投資	1,420	2023年10月～2026年12月
イ	収益力の多角化のための設備投資	1,250	2023年10月～2026年12月
ウ	必要な人材の確保に向けた投資	205	2023年10月～2027年12月
	合計	2,875	—

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、原則として、銀行口座にて管理いたします。但し、本ローン契約において、当社は、本資本性劣後ローンの貸付により調達した金員を上記使途のために使用するまでの間、2023年6月12日付リボルビング・クレジット・ファシリティ契約における当社による既存借入金の弁済並びに当社の運転資金のためにも使用することができるものとされています。実際に既存借入金の弁済並びに当社の運転資金のために使用した場合は別途開示を行う予定です。

このように、調達資金を上記記載のとおり充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。なお、2023年2月28日に公表した本中期経営計画においては、本資金調達の実行を前提としておりませんでした。

ア. 事業モデルの転換の加速化のために必要な設備改造等の投資

当社は、本中期経営計画において、財務基盤再建を図る構造改革の一環として、市況の影響を受けにくい経営体質へと改善すべく、汎用ワックス製品の輸出と副生重油の大量生産・大量販売モデルから高付加価値製品を中心とした製造・販売モデルへの転換を掲げております。既述のとおり、こうした転換に関する取組みは既に着手しておりますが、不安定な世界経済情勢及び我が国の経済状況が収束する見通しが立たない現

状に照らすと、このような取組みを加速化し、一気に事業モデルの転換を完遂することが、当社の事業の安定的な発展及び早期の財務基盤再建、延いては当社の企業価値の維持・向上を図るうえで、必要不可欠であると認識するに至りました。

本中期経営計画において、こうした事業モデルの転換に関する施策の一部は織り込み済みであり、残部の施策は事業を継続する中で生じる利益を充当することを想定しておりました。しかし、本資金調達を行うことにより、既存設備の転用のための改造及び不要となる設備の廃止を早急に行い、付加価値の高い製品を中心とする製造・販売体制に速やかに移行することにより、当社の収益力を短期間で増強することが可能になるとともに、生産設備をより費用対効果の高い製品に集中することにより大幅なコスト削減が見込めるものと考えております。

そこで、当社は、これらの事業モデルの転換の加速化に必要な設備改造等のための投資として調達資金のうち1,420百万円の支出を見込んでおります。

イ．収益力の多角化のための設備投資

当社の営む事業は、相場変動による原料価格上昇や得意先の需要動向等の様々な不確定要因に左右される面があります。このような事業環境のもとで、様々な変化の影響を受けにくい強靱な経営体質を構築し、本中期経営計画の達成確度を向上させるためには、上記の事業モデルの転換の加速化を行うと同時に、新たな高機能・高付加価値ワックス製品を市場投入して、製品ラインナップの拡充・多様化を通じて、収益力を多角化することが必要であると考えております。こうした収益力の多角化を実現し、安定した収益力を獲得すべく、「加圧エマルジョン」及び「ライスワックス」の迅速な開発完了及び販売の開始・拡大に注力してまいります。

このうち、「加圧エマルジョン」は、ワックスを乳化（エマルジョン化）させる特殊な技術を用いることで高機能・高付加価値の商品開発を可能とするものであり、常圧エマルジョンが投入できない事業者からの需要が見込めるものと考えております。

また、「ライスワックス」は、脱炭素社会への移行に伴い、再生可能なバイオマス由来のワックス製品への関心が高まっているなか、SDGsに対応する環境素材として注目を集める素材です。さらに、原料の安定供給が見込まれるものであり、かつ、高機能・高付加価値品として商品展開が可能となります。こうした自然由来の原料を用いた製品は、医療・農業等の事業者からの需要が見込まれます。

そこで、当社は、「加圧エマルジョン」及び「ライスワックス」の迅速な開発完了及び製造のために必要な設備投資として、調達資金のうち約1,250百万円の支出を見込んでおります。

ウ．必要な人材の確保に向けた投資

当社では更なる企業価値向上に向けて、上記「イ．収益力の多角化のための設備投資」で掲げた製品開発を着実に推進するための人材を中心とした、本中期経営計画を達成するために必要な専門人材の採用を強化することを予定しております。かかる優れた能力を有する専門人材の採用コストや中期経営計画期間にかかる人件費を合わせて調達資金のうち205百万円の支出を見込んでおります。

4．資金使途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達する資金については、上記のとおり、「ア．事業モデルの転換の加速化に必要な設

備改造等の投資」、「イ．収益力の多角化のための設備投資」、「ウ．必要な人材の確保に向けた投資」として充当し（内訳については上記「3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。）、事業モデルの転換の加速化と早期の財務基盤再建、収益力の強化を図ってまいります。また、同時に、自己資本を増強し財務体質を強化することで、資金調達の柔軟性の維持・向上、金融機関との安定的な取引の継続、金融コスト削減に向けた体制づくり、手元資金の拡充を図り、当社事業の安定的かつ長期的な成長を実現してまいります。これにより、当社は、本資金調達の実行について、当社の企業価値向上に寄与するものと考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5．発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項、本引受契約及び本ローン契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付の本資本性劣後ローンの評価を、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 山本 顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼し、2023年8月10日付けで、新株予約権付資本性劣後ローン価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要等に関する一定の前提条件（当社による任意期限前弁済が実施されないこと、事業計画思想上想定される連結 EBITDA の水準に応じて利率が決定されることを含みます。）を設定しております。本価値算定書において、2023年8月10日の当社の株価終値等を基準として算定された結果として、(i) 本新株予約権の理論的な公正価値と、(ii) 本新株予約権の実質的対価（金利減免効果）は概ね見合っていることから、本新株予約権付の本資本性劣後ローンの理論価値（2,867,400,000円から3,044,700,000円）と、本資本性劣後ローン債権に係る元本債権の払込金額（3,000,000,000円）は概ね見合っているものと評価されています。

当社は、本価値算定書の本新株予約権付の本資本性劣後ローンの価値算定に係る前提条件及びその算定方法が適正なものであることを確認した上で、本価値算定書を参考に、以下の点を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととすることが、割当予定先に特に有利な条件ではないものと判断いたしました。

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産が本資本性劣後ローン債権に限定されていること、本新株予約権と本資本性劣後ローン債権を別々に譲渡しない旨合意されていること、本資本性劣後ローン債権が弁済等により消滅する際には本新株予約権も消滅すること等を考慮すると、本新株予約権と本新株予約権の行使に際して出資される本資本性劣後ローン債権は不可分一体であること
- ② 本資本性劣後ローンに本新株予約権を付すことにより、通常の劣後借入よりも総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能となること

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2023年8月10日）までの30連続取引日の普通株式のVWAP平均値に90%を乗じた価額として、1株につき106

円といたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）から、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととするのは、本新株予約権の発行要項の内容及び本価値算定書に記載されている本新株予約権の算定根拠に照らした結果、本新株予約権付の本資本性劣後ローンの理論価値と本資本性劣後ローン債権の払込金額が概ね見合っているものと評価されていること、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎としており、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、割当予定先に特に有利な条件ではなく、有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見をj得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本資金調達のうち本第三者割当後、本資本性劣後ローンの満期日に、割当予定先により、出資財産である本資本性劣後ローン債権（本資本性劣後ローンの元本債権が満期日まで期限前弁済されないことを前提として、当該元本債権と、満期日までの各利息計算期間において発生する繰延利息債権の合計）が出資され、本新株予約権の全部について権利行使され普通株式が発行されたと仮定すると、割当予定先が取得する普通株式の最大議決権数は481,121個となり、これにより生じる最大希薄化率は、2023年6月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数197,435個に対して244%となり、大規模な株式の希薄化が生じることが見込まれます。なお、本資本性劣後ローンの満期日において、本資本性劣後ローンの元本債権が一切期限前弁済されておらず、かつ、本資本性劣後ローンの貸付実行日から満期日までの各利息計算期間のいずれにおいても最大利率の現金利息が生じつつも、現金利息が各利息計算期間の利息支払日に一切支払がなされず満額の支払が満期日まで繰り延べられた場合において想定される本資本性劣後ローン債権総額について、これらが出資されて、本新株予約権の全部について権利行使され普通株式が発行されたと仮定すると、割当予定先が取得する普通株式の最大議決権数は535,286個となり、これにより生じる最大希薄化率は、2023年6月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数197,435個に対して271%となります。もっとも、最大利率の現金利息は当社の連結ベースでのEBITDAが30億円以上となる場合に限り発生するものであり、このような業績で推移した場合において、各利息計算期間のいずれにおいても最大利率の現金利息が生じながら、元本債権の期限前弁済が一切なされず、また、現金利息が各利息計算期間の利息支払日に一切支払われないという事態は通常想定し難いといえます。

このように、本資金調達のうち本第三者割当による本新株予約権の発行規模は、大規模ではあるものの、他方で、当社が本資金調達により前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」で記載した資金を得ることは、当社の財務体質の再構築及び成長分野への投資や構造改革に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

本新株予約権については、本新株予約権の権利行使により発行される普通株式の数は当初から固定されており、今後の株価動向や行使の時期によって潜在的な希薄化率が増加することはない設計となっていることに加えて、上記「2. 本資金調達の目的及び理由」（3）に記載のとおり、本ローン契約において、本新株予約権の権利行使の制限が解除される事由が生じない限り、2028年10月24日（同日を含む。）までは割当

予定先は本新株予約権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、各種施策の実現による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、及び、上記「2. 本資金調達のための目的及び理由」(3)に記載の場合については、本資本性劣後ローンの期限前弁済を行うことができるものとされ、かかる場合には、当社の判断により、本新株予約権の行使による普通株式の発行に伴う希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計とされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策が講じられております。

そのため、本資金調達が、当社の企業価値向上に資するものであることを踏まえれば、本資金調達のうち本第三者割当による発行数量及び既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第参号投資事業 有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	有価証券の取得等	
(5) 組成日	2021年9月30日	
(6) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行	
(7) 無限責任組合員の概要	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
	代表者の 役職及び氏名	代表取締役 廣本 裕一
	資本金	100,000,000円
	事業の内容	投資業務等
(8) 上場会社と当該 ファンドとの関係	上場会社と 当該ファンド との関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該 ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と 業務執行 組合員 との関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間に は、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係 はありません。

(注) 1 出資者の概要は、主な出資者を記載しております。出資者の出資比率については、割当予定先から開示を受けていないため、記載していません。

2 本引受契約において、割当予定先から、割当予定先及びその無限責任組合員が反社会的勢力との間に何ら関係がないことに関する表明保証を受けるとともに、割当予定先から、その有限責任組

合員が反社会的勢力に該当しないことを口頭で確認しております。また、割当予定先の主な出資者のそれぞれの有価証券報告書に記載されている会社の沿革、役員、主要株主及び内部統制システムの整備状況等の確認や、割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談を通じ、当社は割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、足下の厳しい経営環境から脱却し、上記の本中期経営計画の各最重要施策を確実に実施するためには、外部投資家から確実な資本性資金の提供や事業面での各種支援をいただき、必要な資金やリソースを確保するとともに、資本増強により早期に財務体質の改善・強化を図り、当社が抱える財務面及び事業面の課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが必要不可欠であるとの考えに至りました。

このような考えのもと、当社は、具体的に外部投資家との協議を進めるべく、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、2023年3月以降、複数社の金融投資家に対してスポンサー候補としての出資検討を依頼し、当社に対し資本性資金を提供していただける外部投資家を探索してまいりました。かかる探索の結果、2023年3月に割当予定先から出資の可能性が示されたことを受け、当社は、リーガル・アドバイザーとして堀総合法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてPwCアドバイザリー合同会社をそれぞれ起用した上で、2023年5月から6月にかけて、割当予定先によるデューデリジェンスを実施し、2023年6月に同社との間の具体的な提案内容の協議に入りました。

その後、割当予定先から、デューデリジェンスの結果等を踏まえた具体的な出資提案を受けることとなり、当社として、割当予定先の国内における投資実績、投資家としての特性、当該提案内容（本資本性劣後ローンと一体の本新株予約権発行の金額規模その他の経済条件）を検討したところ、現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの判断に至ったため、今般、割当予定先からの出資の受入を決定いたしました。

割当予定先は、当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、当社の成長可能性を高く評価しております。また、割当予定先は、国内における投資実績及び過去の投資案件における投資先へのサポートの実績があり、当社に対し、上記に掲げる目標の達成に必要なアドバイス及びガバナンス強化支援を提供し、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、最適であると判断いたしました。

なお、当社は割当予定先との間で、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結しております。

① 当社の遵守事項

当社は、①当社が本中期経営計画が実現されるよう合理的な最大限の努力を尽くすこと、②当該計画の進捗状況等に関するモニタリング会議を設置・開催し、当該会議の結果の要旨を当社の取締役会に対して報告すること、③定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、剰余金の配当、一定の重要な資産の取得又は処分、一定の組織再編行為、新規の借入等、倒産処理手続の申立等、本中期経営計画の変更、その他株主総会の決議を要する行為等を行う場合に、割当予定先の事前の承諾を得ること（ただし、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）、④割当予

定先による本中期経営計画の遂行及び管理の支援等を目的として、割当予定先が指名する者の出向を受け入れるよう誠実に検討すること、割当予定先が推薦する外部の専門家を起用すること等を、割当予定先に誓約しております。

② 本新株予約権の概要

本資本性劣後ローンと一体の本新株予約権の仕組みの概要は、以下のとおりです。

- ・本新株予約権は、無償で発行されます。
- ・本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本資本性劣後ローン債権のみが可能とされています。本新株予約権の行使に際して本資本性劣後ローン債権が払い込まれた場合には、行使価額に相当する本ローン契約に基づく借入金債務の消滅により、当社の財務体質の改善が可能となります。
- ・本新株予約権の行使期間は本資本性劣後ローンの貸付日（2023年10月24日予定）の翌日以降となりますが、本引受契約及び本ローン契約上、本資本性劣後ローンの満期日の2028年10月24日が到来するまで、本新株予約権を行使することができないとされています。但し、満期日の到来前であっても、上記「2. 本資金調達目的及び理由」（3）に記載のとおり、本新株予約権の権利行使の制限が解除される事由が生じた場合はこの限りではありません。
- ・本新株予約権の行使価額は、行使により取得される当社株式（対象株式）1株につき106円とされており、本新株予約権の対象株式の数は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を行使価額で除して得られる最大整数とするものであり、当社の市場株価の動向により変動いたしません。
- ・本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会による承認が必要とされております。

③ 払込義務の前提条件

本株主総会において、本資金調達及び本取締役選任に係る各議案の承認が得られること、割当予定先が合理的に満足する内容の合意が当社と金融機関との間でなされていること等が、割当予定先による本資金調達に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、本新株予約権及び本新株予約権の行使によって発行された当社普通株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

割当予定先は、本新株予約権については、本引受契約の規定により、2028年10月24日（同日を含む。）までの間、原則として本新株予約権を行使して普通株式を取得することはできません。

本新株予約権については、譲渡による取得に際して、当社の承認を要します。当社は、本新株予約権の譲渡による取得の承認をする場合には、事前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、検討・判断いたします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、本資金調達の払込みに要する資金を、割当予定先に対する出資者からの出資により賄うことを予定しているとのこと。当社は、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる

旨の割当予定先発行の証明書及び割当予定先と出資者に係る投資事業有限責任組合契約書を確認するなどし、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年6月30日現在）		募集後	
伊藤忠商事株式会社	9.76%	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第参号投資事業有限責任組合	70.90%
株式会社西京銀行	4.88%	伊藤忠商事株式会社	2.84%
安藤パラケミー株式会社	4.31%	株式会社西京銀行	1.42%
株式会社山口銀行	4.12%	安藤パラケミー株式会社	1.26%
山九株式会社	4.06%	株式会社山口銀行	1.20%
CATHAY SECURITIES CORPORATION (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2.96%	山九株式会社	1.18%
三菱UFJ信託銀行株式会社	2.78%	CATHAY SECURITIES CORPORATION (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.86%
清水 潔	2.60%	三菱UFJ信託銀行株式会社	0.81%
楽天証券株式会社	1.63%	清水 潔	0.76%
有限会社サンアロー	1.52%	楽天証券株式会社	0.47%
徳機株式会社	1.52%	-	-

(注) 1 当社が所有する自己株式は、上表大株主から除外しております。

2 上表における募集前の大株主及び持株比率は、2023年6月30日時点の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3 上表における募集後の大株主及び持株比率は、本資金調達のうち本第三者割当後、本資本性劣後ローンの満期日に、割当予定先により、出資財産である本資本性劣後ローン債権（現金利息に係る債権が生じない場合を想定）が出資され、本新株予約権の全部について権利行使がなされた場合に発行される普通株式の最大数を前提としています。また、本新株予約権の行使期間は、本資本性劣後ローンの貸付日（2023年10月24日予定）の翌日以降となりますが、本ローン契約上、本資本性劣後ローンの満期日の2028年10月24日が到来するまで、本新株予約権を行使することができないものとされています。そのため、割当予定先が当社の株式を保有することになる可能性があるのは、2028年10月25日以降であります。但し、満期日の到来前であっても、上記「2. 本資金調達の目的及び理由」(3)に記載のとおり、本新株予約権の権利行使の制限が解除される事由が生じた場合はこの限りではありません。

8. 今後の見通し

本資金調達によって調達する資金は、当社の「ア 事業モデルの転換の加速化と早期の財務基盤再建のために必要な設備改造等のための資金」、「イ 収益力強化のための設備投資」、「ウ これらのために必要な人材の確保に向けた投資」に充当する予定ですが、当社の業績に与える具体的な影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達に係る本第三者割当は、希薄化率が25%以上となる可能性があり、また、本新株予約権の全てについて行使があった際に支配株主の異動が生じることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続として、本株主総会において普通決議による承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高	22,234百万円	27,918百万円	38,457百万円
営業利益	△2,079百万円	587百万円	△2,043百万円
経常利益	△2,852百万円	467百万円	△2,263百万円
親会社株主に帰属する当期純利益／純損失（△）	△2,878百万円	444百万円	△2,368百万円
1株当たり純利益／純損失（△）	△145.77円	22.50円	△119.92円
1株当たり配当額	—	2.50円	2.50円
1株当たり純資産額	368.64円	392.14円	273.16円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年8月14日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	22,400,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	228円	177円	189円

高 値	228 円	235 円	203 円
安 値	146 円	175 円	126 円
終 値	180 円	191 円	127 円

② 最近 6 か月間の状況

	2023 年					
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	124 円	127 円	124 円	116 円	117 円	117 円
高 値	154 円	128 円	125 円	120 円	120 円	119 円
安 値	128 円	121 円	115 円	114 円	115 円	115 円
終 値	125 円	124 円	116 円	118 円	118 円	116 円

(注) 2023 年 8 月については、同年 8 月 10 日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023 年 8 月 10 日
始 値	116 円
高 値	117 円
安 値	116 円
終 値	116 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

1 1. 発行要項

本新株予約権の発行要項は、別紙に記載しております。

1 2. 本資金調達の日程

本資金調達に係る取締役会決議 本株主総会への本資金調達に関する議案付議に係る取締役会決議 割当先との本引受契約の締結	2023 年 8 月 14 日
本株主総会決議 (予定)	2023 年 10 月 18 日
払込期日 (予定)	2023 年 10 月 24 日

II. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

当社は、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることにいたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本資金調達に係る払込みを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

1,020,000,000 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

14,118,724 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議 本資本金等の額の減少議案に関する臨時株主総会付議に係る取締役会決議	2023 年 8 月 14 日
債権者異議申述公告（予定）	2023 年 8 月 31 日
債権者異議申述最終期日（予定）	2023 年 9 月 30 日
本株主総会決議（予定）	2023 年 10 月 18 日
本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）	2023 年 10 月 24 日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

Ⅲ. 本剰余金の処分について

1. 本剰余金の処分の目的

当社は、上記「Ⅱ. 本資本金等の額の減少について」に記載のとおり、本資本金等の額の減少を行いますが、会社法第 452 条の規定に基づき剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損の一部を填補することといたしました。

なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 本剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,034,118,724 円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 1,034,118,724 円

3. 本剰余金の処分の日程

本剰余金の処分に係る取締役会決議	2023 年 8 月 14 日
本剰余金の処分議案に関する臨時株主総会付議に係る取締役会決議	
本株主総会決議（予定）	2023 年 10 月 18 日
本剰余金の処分の効力発生日（予定）	2023 年 10 月 24 日

4. 今後の見通し

本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

日本精蠟株式会社第1回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
日本精蠟株式会社（以下「当会社」という。）第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
30 個
3. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。
4. 本新株予約権を割り当てる日
2023 年 10 月 24 日
5. 発行方法
第三者割当ての方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合にすべての本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とする。
各本新株予約権の行使により当会社が当会社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当会社の有する当会社普通株式を処分（以下、当会社普通株式の発行又は処分を当会社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、第7項第(1)号に定める各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を第7項及び第8項により決定される有効な行使価額で除して得られる最大整数（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）とする。ただし、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当会社が交付する当会社普通株式の数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の合計数に第7項第(1)号に定める各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）とする。
7. 金銭以外の財産を本新株予約権の行使に際しての出資の目的とする旨、その内容及び価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合と当会社との間で締結された 2023 年 8 月 14 日付劣後特約付金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」という。）に基づく当会社に対する貸金元本債権のうち額面金額 1 億円（上記劣後特約付金銭消費貸借契約の規定に基づき繰延利息の元本への組入れが発生している場合には、貸付実行時 1 億円の元本債権に対して当該本新株予約権の行使の効力発生日までに元本に組み入れられた繰延利息の額を加算した金額とする。）と当該元本債権に係る利息債権とし、当該元本債権及び利息債権の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの金額（以下「行使価額」という。）は、当初、106 円とする。
8. 行使価額の調整
 - (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調

整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。行使価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日又は払込金額の総額の払込みが完了した日のいずれか早い方の日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの行使価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日又は払込金額の総

額の払込みが完了した日のいずれか早い方の日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後行使価額とする。調整後行使価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の普通株式1株当たりの価額の合計額が第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後行使価額とする。調整後行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (2) 第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後行使価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

- (3) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (4) 行使価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、行使価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。
- (5) 行使価額の調整に際し計算を行った結果、調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年10月25日から2031年10月24日まで。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 第7項第(1)号に定める本新株予約権の行使に際して出資される貸金元本債権の全部が返済その他の理由により消滅した場合（本貸付契約に基づく貸付が実行されなかった場合を含む。）、当該貸金元本債権の全部が消滅した日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となり、かつ、第7項第(1)号に定める本新株予約権の行使に際して出資される貸金元本債権に係る債務が吸収分割により承継される場合に限る。）、新設分割（当社が分割会社となり、かつ、第7項第(1)号に定める本新株予約権の行使に際して出資される貸金元本債権に係る債務が新設分割により承継される場合に限る。）、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、当社は、本新株予約権者に対してその旨を事前に通知し、会社法236条1項8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編後新会社」という。）をして、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割

につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前の時点において新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わり、再編後新会社の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付させるものとする。

(1) 交付する再編後新会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

再編後新会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第6項に準じて決定する。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、第7項に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定する。

(5) 承継新株予約権を行使することができる期間

承継新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 承継新株予約権の行使の条件

第10項に準じて決定する。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第11項に準じて決定する。

13. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

14. 行使請求受付場所

日本精蠟株式会社 人事総務部

15. 本新株予約権の行使請求の効力発生

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第14項に記載する行使請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

16. 払込取扱場所

みずほ銀行 銀座通支店

17. その他

本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上